

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

岩手厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人に係るA県内のB社（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月20日から同年4月1日まで

私は、A県内のB社から昭和45年4月1日にD県内のB社（現在は、E社）に異動し、46年3月3日まで勤務したが申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無かった。

継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びE社の回答から判断すると、申立人はA県内及びD県内のB社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、C社は「当時の資料は無いが、申立期間にはA県に在籍していたと考えられる。現在、転勤の場合は1日付けで処理している。」と回答しており、E社が保管する申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、D県内のB社に係る資格取得日の記載が昭和45年4月1日となっていることが確認できることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A県内のB社の昭和45年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が資格喪失日を昭和45年3月20日として届け出た結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岩手厚生年金 事案 1002

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和50年3月21日にA社（現在は、B社）C工場（現在は、D社）における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該事業所における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については8万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月21日から同年4月1日まで

私は、昭和45年3月9日にA社に入社し、50年3月21日に同社C工場（以下「C工場」という。）に異動となったが、52年8月8日に退職するまで継続して勤務しており、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていた。

昭和50年3月21日から同年4月1日までの期間において厚生年金保険の記録が無いことに納得ができないので私の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びD社の回答等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立事業所が当時加入していたE厚生年金基金の記録を企業年金連合会に照会したところ、申立人の同基金の記録は、昭和45年3月9日から52年8月9日まで継続していることが確認できる上、50年3月21日に標準報酬月額8万円で随時改定が行われており、申立人の当該記録は、C工場の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額と同額となっている。

さらに、D社は、「申立期間当時、C工場では、厚生年金保険被保険者記録を管理するため、年金加入台帳を作成していた。C工場の事務室内にはF健康保険組合があり、同組合は、当該台帳を基に健康保険加入者の記録管理を行っていた。」と回答しているところ、当該事業所が保管する年金加入台帳によると、申

立人は昭和 50 年 3 月 21 日に C 工場において厚生年金保険及び健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 50 年 3 月 21 日に C 工場において厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の E 厚生年金基金の記録及び C 工場に係る昭和 50 年 4 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から 8 万円とすることが妥当である。

岩手厚生年金 事案 1003

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月
申立期間において賞与が支給されたと思うが、私の年金記録に反映されていないので、私の申立期間に係る記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に申立人の申立期間に係る賞与の支給について照会したところ、申立期間当時の資料は無いと回答しているものの、同社の顧問である社会保険労務士は、「申立人が勤務していた事業所は、4月に賞与を支給する対象事業所ではなかった。」と回答している。

また、A社が加入しているB健康保険組合に照会したところ、「申立人の適用台帳においては、申立期間に係る賞与が支給された台帳記録は見当たらない。」との回答であった。

さらに、申立人が給与の振込先として指定していた金融機関に照会したところ、「申立人の預金取引明細表においては、申立期間に係る賞与が支給された取引履歴は見当たらない。」との回答であった。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。